



17新教指活第6227号
平成17年6月23日
教 育 長 決 定

「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定書」に基づく連携の実施にかかるガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、警視庁と新宿区教育委員会との間で締結された「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定書」に基づく連携を実施する上で取り扱う個人情報を適正に管理し、個人情報の保護を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 警察と新宿区立学校との相互連絡制度の目的

警察と新宿区立学校との相互連絡制度は、青少年の非行問題が多様化、深刻化している現状を踏まえ、警察と学校がそれぞれの役割を果たしつつ、学校と警察がより緊密な連携を行うことによって、児童・生徒が非行及び犯罪を犯すこと並びに犯罪の被害者になることを防止し、児童・生徒の健全育成を効果的に推進することを目的とする。

具体的には、警察から情報提供を受けることで学校は迅速に必要な指導を行うことができ、非行及び犯罪の再発を防ぎ、犯罪等に関与した児童・生徒の規範意識の醸成及び立ち直りを行うことができるようにする。また、学校側からの非行情報、児童虐待事案等児童生徒の被害に係る事案を警察が早期に把握し、対応することを可能にする。

3 適用範囲

このガイドラインは、新宿区立小学校、中学校及び養護学校（以下「学校」という。）に適用するものとする。

4 連絡の対象事案

学校に在籍する児童・生徒に関して、次の各号に掲げる事案とする。

(1) 警察から学校への連絡事案

① すべて連絡する事案

ア 犯罪少年（少年法第3条第1項第1号に規定する少年をいう。以下同じ。）の逮捕事案（例 窃盗等の罪を犯して逮捕された者の事案）

イ ぐ犯少年（少年法第3条第1項第3号に規定する少年をいう。）の事案（例 いかがわしい場所に出入りする等、将来に犯罪を犯すおそれのある者で、児童相談所に通告又は家庭裁判所に送致された者の事案）

② 下記の事案については、少年育成課長、警察署長が学校における継続的な指導の必要性を認めた場合に連絡を行うものとする。

ア 犯罪少年の任意捜査により家庭裁判所又は検察官に送致された事案

- イ 触法少年（少年法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する少年をいう。以下同じ。）の
事案（例 器物損壊等の刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の者の事案）
- ウ 不良行為少年（少年警察活動規則第 2 条第 6 号に規定する少年をいう。）の事
案（例 飲酒、喫煙、深夜はいかい等を繰り返す者の事案）
- エ 被害少年（少年警察活動規則第 2 条第 7 号に規定する少年をいう。）の事案
- ③ 上記②の学校における継続的な指導の必要性を認めた場合とは、次に掲げる場合
とし、学校における継続的な指導が必要ないと認めた場合は学校へ連絡を行わないも
のとする。
 - ア 学校内に非行集団・不良グループがある場合
 - イ 少年の影響が他の児童・生徒に及ぶと認められる場合（例 自殺、恐喝、暴
行）
 - ウ 触法少年の事案で、悪質で再犯性が強く、社会的な反響が大きな事案の場合（例
援助交際、薬物使用、ハイテク犯罪、集団万引、性犯罪、無免許運転、詐欺、偽造、
放火）
 - エ 被害にあった児童・生徒で事案の内容から、学校での継続的指導が必要と認め
られる場合（例 児童虐待、性犯罪、不審者、恐喝、暴行）
 - オ その他児童・生徒の指導上連絡が必要と認められる場合（例 万引、校外に
おける他校間児童・生徒の抗争、対人暴力）
- ④ 連絡を行わない事案
 - ア 捜査中の事案
 - イ 警察官による指導のみで解決できる事案（例 自転車二人乗りや、横断歩道
がない箇所での横断など軽微な道路交通法違反行為、コンビニエンスストア前等で
のい集）
- (2) 学校から警察への連絡事案
 - ① 連絡する事案
 - ア 学校内の組織だけでは解決が難しく、警察の対応が必要な問題行動の事案（例
深刻な暴力、刃物を使った傷害、物品損壊、盗難）
 - イ 内容が悪質で社会的反響が大きな問題行動の事案（例 援助交際、薬物使用、
偽造）
 - ウ 複数の学校の児童・生徒や非行集団・不良グループが関係した問題行動の事案
（例 暴走族、深刻な学校間抗争）
 - エ 児童・生徒が犯罪に巻き込まれたり、被害者となったりすることを防ぐために
警察の協力が必要な事案（例 児童虐待、性犯罪、不審者）
 - オ その他校長が警察へ連絡することが特に必要と判断する問題行動の事案
（例 家出、家庭内暴力、非行による不登校、悪質な動物虐待）
 - ② 連絡を行わない事案
 - ア 学校内の組織の対応で問題行動の解決が図られる事案（例 いじめ、校内の
児童・生徒間のけんか、授業妨害、校内での物品紛失）
 - イ 保護者と協力し、学校と家庭での指導が充実する事案（例 いじめ、不登校、
校内での喫煙・飲酒、休日・夜間の校内侵入、校内での物品紛失）

ウ 地域社会、警察以外の関係機関との連携によって問題行動の解決が図られる事案（例 非行の理由以外の不登校）

5 学校の役割

- (1) 学校は、上記の4(1)①②③(2)①に掲げた連絡する事案（以下「問題行動等」という。）に関し、警察と必要な情報の連絡を行うものとする。
- (2) 学校は、問題行動等に関し、必要に応じて警察と協力して対策を講ずるものとする。

6 学校が連絡をとる警察署

学校は、原則として学校所在地を管轄する警察署と連絡をとるものとする。ただし、問題行動等の内容により、必要な場合は、他の警察署と連絡をとるものとする。

7 連絡の範囲

連絡の範囲は、次のとおりとする。ただし、対象事案ごとに犯罪・非行を解決・防止し、被害の拡大を防ぐために必要な限度の情報とする。

(1) 警察から学校への連絡の範囲

ア 対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、年齢、学年、住所、電話番号、保護者名

イ 事案の概要

問題行動等の種類、発生日時、発生場所、発生の状況、警察のとした対応措置、関係者

ウ 対象事案に係る児童・生徒の健全育成に資するため、少年育成課長又は警察署長が必要と認める事項

指導の状況、交友関係、家庭状況

(2) 学校から警察への連絡の範囲

ア 対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、年齢、学年、住所、電話番号、保護者名

イ 事案の概要

問題行動等の種類、発生日時、発生場所、発生の状況、学校のとした対応措置、関係者

ウ 対象事案に係る児童・生徒の健全育成に資するため、校長が必要と認める事項
学校生活の状況、教育指導・生活指導の状況、交友関係、家庭状況

8 警察からの情報提供の要請

警察から学校へ情報提供の要請があった場合には、上記4(2)①の連絡の対象事案、上記7(2)の連絡の範囲を逸脱しない範囲で、校長が児童・生徒の健全育成のために警察との連携が特に必要であると判断した場合に限り、必要な限度で情報を提供するものとする。

また、警察から捜査情報の照会等法的手続きにより、情報提供を求められた場合は、当該手続きに基づき提供をする。

9 連絡担当者

- (1) 該当の児童・生徒が在学する学校の連絡責任者である校長が、学校における連絡を担当する。ただし、校長は事案の内容により副校長又は生活指導主任を連絡担当者として指定することができる。
- (2) 警察署における連絡担当者は、生活安全担当課長又は同課長代理とする。

10 連絡の方法

学校において連絡を担当する者は、電話又は面接により警察署の連絡担当者に連絡をとるものとする。ただし、電話は、緊急時又はやむを得ない場合として、必ず学校の連絡担当者が対応し、警察の連絡担当者の本人確認を確実にを行うこととする。警察の連絡担当者から、電話を受けた場合でも、学校の連絡担当者が、出向くなどして面接をできるだけ徹底する。

11 記録の作成及び報告

- (1) 学校において連絡を担当する者は、警察への連絡を行った後、直ちに「警察への連絡内容の記録」(第1号様式)にその内容を記録する。連絡担当者として指定を受けた副校長又は生活指導主任が警察への連絡を行った場合には、副校長は校長の、生活指導主任は校長及び副校長の確認を受ける。
- (2) 警察からの連絡は、学校において連絡を担当する者が受け、連絡を受けた内容を「警察からの連絡内容の記録」(第2号様式)に記録する。連絡担当者として指定を受けた副校長又は生活指導主任が警察への連絡を受けた場合には、副校長は校長に、生活指導主任は校長及び副校長に報告するものとする。
- (3) 校長は、上記(1)及び(2)で作成した文書の写しを、新宿区教育委員会教育指導課長(以下「教育指導課長」という。)に速やかに提出する。教育指導課長は、相互連絡制度の運用状況についての確に把握し、必要に応じて校長に対して指導、助言を行うなど、適切な運用を確保するものとする。
- (4) 教育指導課長は、毎年度、上記(3)の報告を取りまとめ、相互連絡制度の運用状況の概要を教育委員会に報告するものとする。

12 学校における個人情報の適正管理

- (1) 児童・生徒に対して相互連絡制度の周知徹底を図るとともに、保護者に対して相互連絡制度の趣旨を説明し、十分な理解・協力を求める。
- (2) 警察からの連絡の内容については事後に、警察への連絡の内容については事前に、原則として当該児童・生徒及びその保護者に知らせ、事実確認を行う。ただし、当該児童・生徒及びその保護者に知らせることにより、当該児童・生徒への適正な指導に支障が生じ、事案の解決をかえって困難にすると認められるときは、この限りでない。校長は、ただし書きに該当すると認めるに当たっては、教育指導課長と協議し、その承認を得なければならない。
- (3) 校長は、警察へ連絡する場合において、必要があると認めたとき(上記(2)ただし書

により通知を行わないとき等)は、警察に対し、当該児童・生徒の情報について、その利用の目的若しくは利用の方法(恣意的な利用等)に必要な制限を付し、又は漏えいの防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

- (4) 上記 11 (1)(2)により作成した文書は、校長が指定する者が一括して安全保護に配慮し、施錠のあるロッカー等に保管する。この文書は上記 11 (3)の場合を除き複写し、あるいは電子計算組織に記録してはならない。また、事案が解決した場合その他保有の必要がなくなった場合は速やかに廃棄する。
- (5) 警察から連絡のあった内容については、個人にかかわる情報であることから、児童・生徒の指導に必要な範囲の利用に限るものとする。特に、警察から得た情報をそのまま利用し、児童・生徒への全体指導を行ったり、PTA 役員等へ情報提供したりしない。
- (6) 連絡の内容やその伝達には正確を期する。特に、関係児童・生徒多数の事案や複雑な事案の連絡については、連絡を担当する者が情報内容を精査し、正確な連絡に努める。

13 警察から連絡を受けた場合の学校の対応

- (1) 学校は、対象事案に関係した児童・生徒が健全な学校生活を送れるよう、当該児童・生徒の規範意識の醸成及び立ち直りのための教育的かつ継続的な指導を行うものとする。
- (2) 対象事案に関係した児童・生徒への対応に当たっては、校長は、相互連絡制度の趣旨を踏まえ、相互連絡の内容のみに基づいて、当該児童・生徒に不利益な措置や対応が行われることのないよう、必要な対応を指示する。特に進学・就職に際して不利にならないよう配慮する。
- (3) 犯罪被害者となった児童・生徒が学校生活を続けられるよう、十分配慮し、必要な対策をとる。

14 その他

- (1) 新宿区教育委員会は、毎年度、年度始め及び必要に応じて新宿区教育委員会が主催する校長会等において、相互連絡制度の趣旨を周知徹底し、児童・生徒の健全育成及び児童・生徒の個人情報の適切な管理のために、適切な運用を確保するものとする。
- (2) 校長は、教職員に相互連絡制度の趣旨を周知徹底し、校長の指導の下、教職員が協力し制度を適切に運用できる体制を確立する。
- (3) 新宿区教育委員会は、相互連絡制度の適切な運用を確保するため、警察と定期的又は必要に応じて協議を行うものとする。
- (4) 上記 11 (3)により教育指導課長へ提出された文書は、教育指導課長が指定する者が一括して安全保護に配慮し、保管する。この文書は複写をせず、保有の必要がなくなった場合は速やかに廃棄する。
- (5) 新宿区教育委員会は、相互連絡制度の運用状況を随時、新宿区情報公開・個人情報保護審議会に報告する。

- (6) このガイドラインについては、運用状況を踏まえ、必要があると認める時は、見直しを行うものとする。

附 則（平成17年6月23日教育委員会決定）

このガイドラインは、平成17年7月1日から施行する。